

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL 054-253-5580
 FAX 054-253-5589
 [インターネット]
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>
 静岡県国保連合会 | 検索

縦覧点検

について、ご理解・ご協力をお願いします。

静岡県国保連合会では、保険者（市町）の委託を受け、**介護給付適正化縦覧点検**^{じゅうらん}を実施しています。

点検の結果、請求内容について当該事業所に対し照会（郵送又は電話）を行い、請求誤りが判明した場合は、過誤^{かご}取下げの手続きをさせていただきます。

また、本会では取り下げ後に再請求された明細書についても、再度点検を実施しております。適正な介護保険請求をお願いします。

★縦覧点検では、サービス提供月から8ヶ月後（※審査支払決定済）に照会をさせていただきます。

【照会例】

平成30年4月サービス提供分 →（8ヶ月後）→ 平成30年12月縦覧点検・照会

★「介護給付適正化縦覧点検」における点検項目（※代表的な項目を抜粋）

【1】居宅介護支援請求におけるサービス実施状況

- ・サービス実施の有無について

【2】重複請求縦覧チェック＜サービス間、事業所間の整合性の確認＞

- ・請求明細書の重複チェック（サービス種類の相互関係）
- ・1人の利用者に対し1事業所のみ算定可能なサービスのチェック
- ・（介護予防）居宅療養管理指導に対する重複チェック



【3】算定期間回数制限縦覧チェック＜複数月の明細書における算定回数の確認＞

- ・最大連続入所日数に対するチェック（短期入所生活介護、短期入所生活介護長期利用減算等）
- ・「新規計画作成時等」に対するチェック①（居宅介護支援、介護予防支援＜初回加算＞）
- ・「新規計画作成時等」に対するチェック②（（予防）訪問介護、（予防）訪問看護＜初回加算＞）
- ・「短期集中リハビリテーション実施加算」に対するチェック（訪問リハ、通所リハ、老健施設）

【4】単独請求明細書における準受付審査チェック

- ・「入所日から」に対するチェック（小規模多機能型居宅介護、定期巡回＜初期加算＞等）
- ・「退所につき（入所1月超）」又は「1月につき」に対するチェック

===== 介護保険請求事業所の皆様へ =====

介護給付適正化縦覧点検では、サービス事業所間の相互関係や、複数月にわたり連続して請求されているサービスについて、過去の請求実績に対し実施しています。

そのため、**請求内容に誤りがない場合においても、事業所の方に照会をさせていただく場合がございます**が、ご理解とご協力をお願いします。

請求事務を担当される方は、御一読ください。